

釧路地域 6 市町村合併協議会規約第 8 条第 2 項の規定に基づく
協議書

釧路市長、釧路町長、阿寒町長、鶴居村長、白糠町長及び音別町長（以下「関係市町村の長」という。）は、釧路地域 6 市町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第 8 条第 2 項及び釧路地域 6 市町村合併協議会規約に関する協議書（以下「規約に関する協議書」という。）第 2 の第 5 項第 2 号に規定する関係市町村の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

第 1 協議して定めた事項

規約第 8 条第 2 項及び規約に関する協議書第 2 の第 5 項第 2 号に規定する委員は、次に掲げる者とする。

(1) 釧路公立大学講師 岡 田 浩

(2) 北海道釧路支庁地域政策部長 橋 本 博 行

第 2 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

第 3 協議の発効

この協議は、平成 14 年 10 月 3 日から発効する。

この協議の成立を証するため、本書 6 通を作成し、関係市町村の長が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 14 年 10 月 3 日

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市

釧路市長 綿 貫 健 輔

釧路郡釧路町別保1丁目1番地

釧路町

釧路町長 菅 原 澄

阿寒郡阿寒町中央1丁目4番1号

阿寒町

阿寒町長 佐々木 三 男

阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

鶴居村

鶴居村長 錠 者 和三郎

白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1

白糠町

白糠町長 棚 野 孝 夫

白糠郡音別町本町1丁目40番地

音別町

音別町長 高 野 武